

住居確保給付金のご案内（家賃補助）

住居確保給付金（家賃補助）は、離職等またはやむを得ない休業等により離職および廃業等と同程度の状況にある方で、住居を失うおそれがある方、失った方に、就職に向けた活動を行うことを条件に住宅の貸主や管理会社などへ直接家賃を支給する制度です。ただし支給額には上限があります。

☆支給要件 家賃補助の支給対象となる方は、以下の要件にいずれにも該当する方です

《基本要件》

・離職等（離職、自営業の廃止）又はやむを得ない休業等（個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少）により経済的に困窮し、住居喪失又は喪失のおそれがあること

《離職期間等要件》

・離職等の場合は、申請日において、離職の日から2年以内であること。（ただし、疾病、負傷、育児等により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該期間を2年に加算し、最大4年とします。）

または

・やむを得ない休業等の場合は申請日の属する月において、就業している個人の給料その他業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること

《生計維持要件》

・離職等の場合は、離職等の日において、世帯の生計を主として維持していた方
・やむを得ない休業等の場合は、申請を行う月において、世帯の生計を主として維持していた方

《収入要件》

・申請を行う月に、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計が収入基準以下であること

《資産要件》

・申請時に、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の預貯金等の合計が基準額×6（但し、100万円を超えない）以下であること

《求職活動等要件》

・公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
または、事業を建て直す意思がある場合、事業再生に向けた活動を行うこと

《その他》

・離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと
・申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

世帯	基準額	収入基準	預貯金等	・家賃上限額 ・支給上限額
単身世帯	92,000 円	基準額+家賃額（上限額あり） ☆申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額	552,000 円	69,800 円
2人世帯	139,000 円		834,000 円	75,000 円
3人世帯	172,000 円		1,000,000 円	81,000 円
4人世帯	214,000 円		1,000,000 円	86,000 円

☆給付金の支給額

(1)世帯収入額が基準額以下の場合

住宅の一月あたりの家賃額

(2)世帯収入額が基準額を超える場合

基準額 + 住宅の一月あたりの家賃額 - 世帯収入額

＊ただし、支給上限額を超える場合は、当該支給上限額が支給額となります。

☆支給期間

3か月間 一定の要件により2回延長が可能。(最長9か月) ※受給最終月に延長申請が必要です。

<住居確保給付金(家賃補助)の受給中の義務>

家賃補助の受給期間中は、常用就職に向けた求職活動または業務上の収入を得る機会の増加に向けた求職活動などを行う必要があります

【公共職業安定所等で求職活動を行う方(常用就職に向けた求職活動)】

- ①(申請時等)公共職業安定所等への求職申込み
- ②月4回以上、ふくしの総合相談窓口(中央区自立相談支援機関)に求職活動状況等を報告すること
- ③月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること
- ④原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受けること
- ⑤その他、受給者の状況に応じて作成した支援プランに基づく求職活動を行うこと

【自立に向けた活動を行う方(業務上の収入を得る機会の増加に向けた求職活動等)】

- ①(申請時等)経営相談先への相談申込み
- ②月4回以上、ふくしの総合相談窓口(中央区自立相談支援機関)に求職活動状況等を報告すること。
- ③原則月1回、経営相談先へ面談などの支援を受けること
- ④月1回以上、経営相談先の助言等のもと自立に向けた活動計画を作成し当該計画に基づく取組を行うこと
- ⑤その他、受給者の状況に応じて作成した支援プランに基づく求職活動を行うこと

< 申請方法 >

郵送での申請のほか、来所による相談や申請受付も行っています(予約制)。

支給要件を満たしているか、必要書類について等ご不明な点がある方は事前にお電話でご確認ください。

申請にあたっては、区のホームページに必要な申請書等の様式を掲載していますのでご確認ください。不備がある場合、審査ができず支給が遅れることとなりますのでご注意ください。

< 支給決定後 >

審査の結果、支給が決定すると「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、区から直接、入居住宅の貸主(家主、不動産会社等)に給付金が振り込まれます。

受給者は、早期の生活再建に向け求職活動等を行ってください。

○住居を喪失している方は…

まずは電話等でご相談ください。



ホームページ

【問合せ先】京橋ふくしの総合相談窓口

(中央区自立相談支援機関)

中央区福祉保健部地域福祉課

電話:03-3546-5303

住所:〒104-8404 東京都中央区築地 1-1-1

メールアドレス:jiritsu_sodan@city.chuo.lg.jp

